

避難所開設訓練実施要領（案）

- 1 目的 災害発生で、家等が倒壊したり、焼失したりした場合の避難生活を送るための避難所を迅速に開設できるようにすることを目的に開設訓練を行うもの。
- 2 対象 中丸小学校、栄市民活動交流センターへ避難する地域の自治会・自主防災会
- 3 訓練日時 令和8年6月20日（土）午前9時30分から
※午前8時30分に防災行政無線で、サイレンを放送いたします。
- 4 訓練内容 ①訓練当日は午前 8 時 30 分に各自主防災会で、地区内住民の安否確認（色つきタオルを掲げる訓練等）を行う。
②地域避難所等に参集後、避難所開設訓練の会場となる中丸小学校又は栄市民活動交流センターへ徒歩・自転車で避難を開始する（地区毎にまとめ、交通事故等に留意し、ご参集ください）。
③中丸小学校又は栄市民活動交流センターに到着後、各自主防災会の代表者は、受付を行う（「避難者カード」に訓練参加者名を記入する。）
④各班に分かれ、避難所開設訓練を開始する。
- 5 要 領 ①避難所では、事前に割り振られた「班」により、それぞれ作業を行う。
《避難所本部班》
 - ・避難所受付所の開設及び避難所本部を開設する。
 - ・各班に作業開始の指示を行い、各班からの報告を受け対応する。
 - ・災害対策本部との情報伝達を行う。
 - ・避難所を統括する。《情報広報班》
 - ・避難者の受付・報告（避難者カードの配布回収し、取りまとめて本部に報告。アンケート用紙・訓練チラシ等の配布を行う）
 - ・体育館の見やすい位置に情報掲示板を設置し、被害状況・避難所内の伝達事項等を掲示する。
 - ・訓練最後に、備蓄食料等を訓練参加者へ配布する。

《施設班》

- 防災倉庫から必要な資機材を用意する。
- 体育館内の区割りをスズランテープ等で行い、毛布等を配置する。
- 更衣室等の設置及び表示を行う。
- 発電機を作動させる。
- 防災井戸の水のくみ上げを行う。

②資機材等の片付けは、参加者全員で行う。